二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字崩之平六二〇の九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字釜牟田五六一八のロ、五六二五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字板谷字大尾五六七のイ、五七一の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字大尾五六七のイ・五七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百三十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年三月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」・鹿児島県出水市下知識町地内から阿久根市鶴川内字上野畑地内まで）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用水路付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畑、字嘉六ヶ下、字下ノ原及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋、字下ノ原、字永田、字井の上、字新田、字捨溝及び字槻木丸、高尾野町唐笠木字下川原、字小伏川原、字松ノ元、字狐ヶ尾及び字平牟田、荘字堀ノ内、字外畠、字小村、字宮田及び字西ノ下、野田町下名字夜中田、字四反坪、字崩ノ上、字金剛園、字早馬尻、字中林、字北山田、字橋上、字橋下、字西橋下、字重津川、字茶屋迫、字祭田、字辻ヶ迫、字山ノ上、字平八重、字出丸、字一町田、字古田迫及び字八田多並びに野田町上名字龍巣川地内
鹿児島県阿久根市多田字諏訪田、字山下迫、字八反田、字陳ノ平、字塩塚、字潟、字三町丸、字黒蕨下、字黒蕨、字平田、字平田迫、字樫木迫、字多田山、字土地ヶ谷及び字大谷、折口字八反田、脇本字陳尾、字陳ノ岡及び字善筑、赤瀬川字牧ノ堂及び字芝山並びに鶴川内字大迫、字轟木迫、字柴越、字石山、字小亀、字上り立、字岸ノ子山、字堂満山、字後牟田、字上野及び字上野畑地内
2　使用の部分　鹿児島県出水市下知識町、福ノ江町、平和町、浦田町、高尾野町下水流字黒木迫、字中大野、字掛越、字西大野、字峠畑、字嘉六ヶ下及び字植松川原、高尾野町上水流字石橋、字下ノ原、字永田、字井の上、字新田、字捨溝及び字槻木丸、高尾野町唐笠木字下川原、字小伏川原、字松ノ元、字狐ヶ尾及び字平牟田、荘字堀ノ内、字外畠、字小村、字宮田及び字西ノ下、野田町下名字夜中田、字四反坪、字崩ノ上、字金剛園、字早馬尻、字中林、字北山田、字橋上、字西橋下、字重津川、字茶屋迫、字祭田、字辻ヶ迫、字山ノ上、字平八重、字出丸、字一町田、字古田迫及び字八田多並びに野田町上名字龍巣川地内
鹿児島県阿久根市多田字諏訪田、字山下迫、字八反田、字陳ノ平、字塩塚、字潟、字三町丸、字黒蕨下、字黒蕨、字平田、字平田迫、字樫木迫、字多田山、字土地ヶ谷及び字大谷、折口字八反田、脇本字陳尾、字陳ノ岡及び字善筑、赤瀬川字牧ノ堂及び字芝山並びに鶴川内字大迫、字轟木迫、字柴越、字岸ノ子山、字後牟田、字堂満山及び字上野地内
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、鹿児島県出水市下知識町地内の出水インターチェンジ（仮称）から阿久根市鶴川内字上野畑地内の鶴川内インターチェンジ（仮称）までの延長14.9kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」）並びにこれに伴う県道、市道及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。